

報 告 書

令和6年3月27日

岡山県議会議長 小倉 弘行 殿

議員氏名 蓮岡 靖之



(署名または記名押印)

派遣の概要は次のとおりでした。

- 1 目 的 (議員派遣申請書の「目的」欄と同じ内容)
大阪府議会において制定された「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」について、その制定過程や背景、各会派の賛否、動向について調査し、本議会においても同様の条例制定を模索するため。
- 2 派遣場所 (議員派遣申請書の「派遣場所」欄と同じ内容)
大阪府大阪市中心区大手前2-1-22 大阪府議会
- 3 派遣期間 令和6年3月21日 ～ 令和6年3月21日
(議員派遣申請書の「派遣期間」欄と同じ内容)

【報告事項】 別紙に記入される場合は、「別紙のとおり」として、添付してください。

〔相手方〕

大阪府議会事務局 調査課 参事 (議会議務室長、法務・企画グループ長)

石井 素子 様

同 主査 (法務総括)

新出 悠介 様

〔概要〕

大阪府議会では、府内全ての地方議会に関する議員によるハラスメント、議員や議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶し、府内の地方議会における府民の政治参画を推進することを目指して、「大阪府内の地方議会における府民の政治参画の推進に関する条例」(令和5年大阪府条例第1号)を令和5年2月定例会において制定した。このことにより、政治分野における男女共同参画の推進を図り、もって府内の地方議会における府民の政治参画の推進に寄与しようとするもの。府議会議員の責務や、議会ハラスメント専門相談窓口の設置、勧告等の被害防止措置等、さらには市町村議会との連携も重要視しており、研修の実施や相談に対する助言等も定められている。令和5年3月24日から「大阪府 議会ハラスメント専門相談窓口」を設置。業務は「一般社団法人日本ハラスメント協会」に委託。年間委託料30万8千円。調査が必要な案件が発生したときは1日6万6千円の費用が必要。申立人から相談員(弁護士その他のハラスメント

事案に関する専門的な知識又は経験を有する数名の者）が内容を聞き取り、議長が必要と認めた場合は調査が開始され、その結果によっては協議会において防止措置等を行うか協議し、その結果勧告等を行いそれに従わない場合は事実の公表もありうる。また令和6年2月に府議会議員を対象とした研修を実施。府内の市町村議会議員及び市町村議会事務局職員も研修の対象としている。これまでに3件の相談があり、そのうち調査まで進んだのは1件。他に福岡県、長崎県が制定済み。茨城県においては相談窓口の設置は保留になっている

〔所感〕

維新主導で制定された条例で、各会派の対応は分かれた。維新、公明、自民ほかは賛成、民主、共産、自民系保守の会ほかは反対。まずもって、理想ではあるが議会全体の事柄としてこの種の案件は全会一致を目指すべきであろうと考える。その分岐点は、議員自身の職員等に対する行為も含めるべきかどうかであったという。ハラスメントを広義に捉えるか、あるいはある程度限定した範囲にとどめるかという論点であったとのこと。この点は既に職員向けの相談窓口等を設置していることや、あくまで政治参画を推進するという主点から、現在の形になったとお聞きした。本県議会においても判断の分かれるところだと思う。また参考とすべきは議論の進め方として、議会運営委員会において、規定内容や条文の検討等を政務調査委員会に委任するという手法をとられたことである。この政務調査委員会は議会運営委員会の副委員長及び議会運営委員の所属する各会派の政務調査会長で構成され、ここで合計7回に渡って会議を開催し、条文案を協議されたとのこと。この仕組みは本県議会においても検討してみる価値はあると思う。さらに特筆すべきは、地方議会に多様な民意を反映させるため、公平な政治参画への機会を確保することは極めて重要であり、早急に環境整備が必要との認識から、府内の市町村議会議員も対象としたところである。以上の観点からも、こうした条例は政治参画を広く強く推進するという非常に有意義な面が多々あると鑑み、本県議会においてもその検討を開始することを提案していきたいと思う。